

# 第10期 定時株主総会 招集ご通知

日時	2020年6月24日（水曜日） 午前10時
場所	福岡市博多区住吉一丁目2番82号 グランド ハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム

## 決議事項

議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件
----	--------------------------------

## 目次

第10期定時株主総会招集ご通知	1
[添付書類]	
事業報告	5
連結計算書類	23
計算書類	32
監査報告書	39
株主総会参考書類	44

- 本年は、お土産の配布および株主懇談会はとりやめさせていただきます。
- 今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況等により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<https://www.ochiholdings.co.jp>)に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

# 招集ご通知

証券コード 3166  
2020年6月5日

株主各位

福岡市中央区那の津三丁目12番20号

 **OCHIホールディングス株式会社**

代表取締役社長 越智通広  
社長執行役員

## 第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事より外出自粛等が要請される事態にいたっております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号

グランド ハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第10期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第10期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

#### 議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

以 上

### <株主様へのお願いとご案内>

- ・ 本年は、株主総会ご出席の方へのお土産の配布および株主懇談会はとりやめさせていただきます。
- ・ ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・ ご来場の株主様には、検温へのご協力、アルコール消毒液の使用およびマスクの着用をお願い申し上げます。
- ・ 会場の座席は、間隔を空けた配置としております。
- ・ 本株主総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含む）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ochiholdings.co.jp>) より発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。
  - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ochiholdings.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2020年6月24日（水曜日）  
午前10時

### 書面（郵送）で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、ご返送ください。

#### 行使期限

2020年6月23日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで

### インターネットで議決権を行使する方法



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2020年6月23日（火曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 欄中

XXXXXXXXXX


QRコード

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

### 議案

- 全員賛成の場合 ▶ **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 ▶ **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ▶ **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

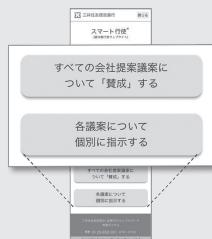
「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなく  
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。



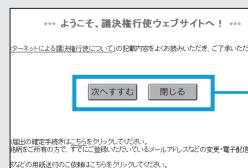
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

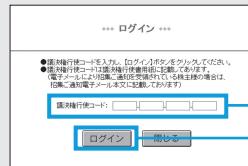
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

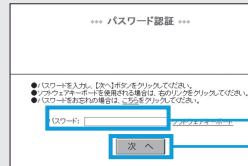
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益は高水準ながら一進一退の動きとなったものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、年度末にかけては、新型コロナウイルスの世界各地での感染拡大により、経済活動が著しく停滞し、景気の先行きは極めて不透明な状況となっております。

住宅関連業界におきましては、雇用・所得環境の改善は持続したものの、2019年10月の消費税増税の影響もあり消費者マインドは持ち直しに足踏みが見られ、当連結会計年度における新設住宅着工戸数は、前期比7.3%減の88万3千戸となりました。また、当社グループの主なターゲットである持家・分譲戸建住宅の着工戸数につきましては、前期比0.7%減となりました。

このような状況の中で、当社グループは、耐震、ゼロエネルギー住宅等の高機能商材の普及促進、リフォーム、リノベーション需要の掘り起こし、非住宅市場の開拓等、成長分野での販売強化を図ってまいりました。

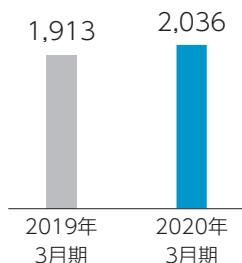
また、グループ会社間での仕入、生産、販売等の連携を強化し、グループシナジーを追求する一方で、グループ会社および営業拠点の再編による管理部門の集約に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、104,219百万円(前期比0.4%減)となりました。利益面につきましては、売上総利益率の改善等により、営業利益は2,036百万円(前期比6.4%増)、経常利益は2,264百万円(前期比6.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,426百万円(前期比3.1%増)となりました。

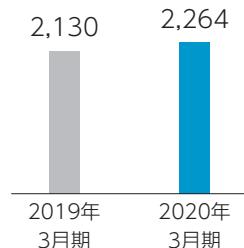
売上高 (単位：百万円)



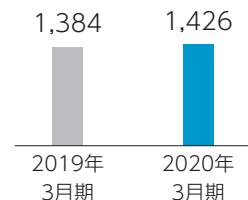
営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する  
当期純利益 (単位：百万円)



## セグメント別の業績

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

### 建材事業

売上高 **69,768**百万円（前期比  $\Delta 2.9\%$  ) 営業利益 **1,320**百万円（前期比  $\Delta 15.6\%$  )

九州、中国および四国地区にて建材・住設機器の展示会「アイラブホームフェア」を開催し、新規需要の喚起やリフォーム需要の掘り起こしを図るとともに、耐震やゼロエネルギー住宅等の高機能商材の普及促進、非住宅市場の開拓に注力してまいりました。

しかしながら、熊本地震の復興需要に一服感が見られることに加えて、年度末にかけては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で一部住設機器の供給や工事の進捗に遅延が生じたことから、当事業の売上高は69,768百万円(前期比2.9%減)となりました。営業利益につきましては、物流費の増加や基幹システムの更改に係る費用の発生もあり、1,320百万円(前期比15.6%減)となりました。

### 環境アメニティ事業

売上高 **14,537**百万円（前期比  $19.7\%$  ) 営業利益 **228**百万円（前期比  $287.6\%$  )

北海道、東北および関東地区を中心に営業活動を行なっている環境アメニティ事業において、家庭用品、季節家電の販売や空調機器の販売・設置工事が好調に推移いたしました。

この結果、当事業の売上高につきましては、2018年8月に子会社化した太陽産業(株)が寄与したこともあり、14,537百万円(前期比19.7%増)となりました。営業利益につきましては、前期に同社に係るM&A関連費用が発生した反動もあり、228百万円(前期比287.6%増)となりました。

## 加工事業

売上高 **15,471**百万円 (前期比  $\triangle 2.7\%$  ) 営業利益 **835**百万円 (前期比  $37.5\%$  )

主力の戸建住宅に加えて、介護施設、店舗等の非住宅物件や賃貸住宅の受注に向けて営業を強化する一方で、住宅の完成までを請け負う工事の受注に注力してまいりました。また、2019年4月には、仕入、生産、販売等の管理の一元化のため、西日本フレーミング(株)と西日本クラフト(株)を統合いたしました。

この結果、当事業の売上高につきましては、15,471百万円(前期比2.7%減)となりました。営業利益につきましては、一部資材価格の下落もあり、835百万円(前期比37.5%増)となりました。

## その他

売上高 **4,765**百万円 (前期比  $\triangle 8.0\%$  ) 営業利益 **175**百万円 (前期比  $\triangle 2.9\%$  )

DS TOKAI(株)、太平商工(株)の事業をそれぞれ報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」に区分しております。

DS TOKAI(株)は建設業および介護関連事業を行ない、太平商工(株)は産業資材の販売を行っております。

当事業の売上高は、産業資材の販売は堅調に推移したものの、建設業において前期に大型物件が多かった反動により、4,765百万円(前期比8.0%減)となりました。営業利益につきましても、175百万円(前期比2.9%減)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は678百万円であり、その主なものは、基幹システムの構築費334百万円（越智産業(株)、(株)松井）、プレカット加工機および集塵装置の取得費117百万円（西日本フレミング(株)、(株)西日本プレカットセンター、愛媛プレカット(株)）であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、主として取引金融機関からの経常的な調達であり、重要な事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、持続的に成長し企業価値の向上を図るため、「住生活に関するビジネスを基軸として、生活文化の向上と地球環境の保全に貢献します。」との経営理念のもと、住生活に関するビジネスを充実させるとともに、新しい分野へ事業ポートフォリオを拡大することで、「住生活と産業資材のトータルサプライヤー」を目指しております。

事業環境といたしましては、わが国経済は、年度末からの新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動が著しく停滞し、景気の先行きは極めて不透明な状況となっております。また、住宅関連業界におきましても、展示会の開催が中止・延期されるなどの影響が出ているほか、感染拡大が続けば、雇用・所得環境や消費者マインドの悪化も見込まれ、新設住宅着工戸数の減少は避けられません。

当社グループといたしましては、社内外を問わず新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るとともに、事業継続計画（BCP）に則った経営を実践してまいります。当面は、売上総利益率の向上、販売費及び一般管理費の圧縮、会員制サイトやウェブ会議システム等のインターネットを利用した販売促進等に注力してまいります。

これら当面の施策に加えて、2022年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画においては、次の4項目を基本方針とし、同方針に基づく各種施策を推進することにより、持続的な成長および企業価値の向上を図ってまいります。

- ・高収益体質の確立
- ・M&Aによる事業ポートフォリオの拡大
- ・コーポレートガバナンスおよび内部管理の強化
- ・次世代を背負う人材の育成

### <高収益体質の確立>

建材事業および加工事業（以下、住建分野と総称します。）におきましては、営業地域毎に両事業の連携を一層緊密なものとし、建材、住宅設備機器から構造材までの総合的な販売、非住宅市場の開拓、工事や施工付き販売等を推進してまいります。また、耐震、ゼロエネルギー住宅等の高機能商材の普及促進、リフォーム・リノベーション需要の掘り起こしに努めてまいります。

環境アメニティ事業およびその他事業（以下、非住建分野と総称します。）におきましては、既存の主力販売先との取引拡大に加えて、新規の商材や販路を開拓してまいります。また、東日本を中心に環境アメニティ事業を展開する2社の連携を強化してまいります。

引き続き、営業管理の徹底や原価低減による売上総利益率の向上、ならびに、物流費をはじめとした販売費及び一般管理費の増加抑制を図り、高収益体質を確立してまいります。

<M&Aによる事業ポートフォリオの拡大>

これまで多くのM&Aを成功させてきた実績を踏まえて、M&Aにより事業ポートフォリオを拡大していく方針です。地域シェア向上に資する住建分野のM&Aを行なう一方で、住宅需要の変化に影響を受けにくい非住建分野のM&Aに注力してまいります。

<コーポレートガバナンスおよび内部管理の強化>

持株会社の組織・機能の充実・強化等により、コーポレートガバナンスおよび内部管理を強化してまいります。

<次世代を背負う人材の育成>

女性活躍推進を含む多様な人材の登用、働き方改革による労働生産性の向上、次世代経営人材の育成等を推進してまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

	第7期 (2017年3月期)	第8期 (2018年3月期)	第9期 (2019年3月期)	第10期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
売上高 (百万円)	90,952	95,028	104,671	104,219
経常利益 (百万円)	2,090	2,065	2,130	2,264
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,380	1,361	1,384	1,426
1株当たり当期純利益金額	103円40銭	102円17銭	104円94銭	109円59銭
総資産額 (百万円)	45,984	47,367	53,555	52,666
純資産額 (百万円)	12,735	13,777	14,409	15,385
1株当たり純資産額	951円52銭	1,039円83銭	1,104円16銭	1,178円89銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

2. 当社は、第7期より株式給付信託（B B T）を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額および1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数および期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第9期の期首から適用しており、第8期の総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
越 智 産 業 (株)	100,000	100	建材事業
(株) ホ ー ム コ ア	14,000	100 (100)	建材事業
(株) ト ー ソ ー	80,000	100 (100)	建材事業
丸 共 建 材 (株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株) ソ ー ケ ン	10,000	100 (100)	建材事業
坂 口 建 材 (株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株) 丸 滝	60,000	100 (100)	建材事業
(株) タ ケ モ ク	10,000	100 (100)	建材事業
(株) ウ エ ス ト ハ ウ ザ ー	30,000	50 (50)	建材事業
(株) 松 井	30,000	100	環境アメニティ事業
太 陽 産 業 (株)	50,000	100	環境アメニティ事業
西 日 本 フ レ ー ミ ン グ (株)	50,000	100	加工事業
ヨ ド プ レ (株)	45,000	100	加工事業
(株)西日本プレカットセンター	10,000	100 (100)	加工事業
愛 媛 プ レ カ ッ ト (株)	10,000	100	加工事業

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
D S T O K A I (株)	80,000	100	その他 (建設業および介護関連事業)
太 平 商 工 (株)	50,000	100	その他 (産業資材の販売)

- (注) 1. ㈱ウエストハウザーの持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。  
 2. 当社の議決権比率の( )内は内書きで、間接所有比率であります。  
 3. 西日本クラフト(株)は、2019年4月1日付で西日本フレーミング(株)(連結子会社)を存続会社とした吸収合併をしたことにより消滅しております。

上記に掲げた重要な子会社17社は全て連結子会社であります。

なお、当連結会計年度の業績につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
越 智 産 業 (株)	福岡市中央区 那の津三丁目12番20号	3,332百万円	12,382百万円

(7) 主要な事業内容

事 業 区 分	主 要 製 品 等
建 材 事 業	各種合板、内装材、断熱材、床材、玄関ドア、浴室機器、衛生機器、太陽光パネル等
環境アメニティ事業	家庭用品、暖房器具、冷凍冷蔵機器、空調機器、厨房機器等
加 工 事 業	木造軸組工法プレカット、2×4(ツーバイフォー)工法プレカット等
そ の 他	商業施設建設、高齢者向け介護関連サービス、産業資材の販売等

## (8) 主要な事業所

### ① 当社の主要な事業所

名	称	所	在	地
本	社	福岡市中央区那の津三丁目12番20号		

### ② 子会社の主要な事業所

名	称	所	在	地
越智産業(株)	ホー ム コ ア	福	岡	市
(株) トーソン		北	九	州
丸共建材(株)		熊	本	県
(株) ソーケン		島	根	県
坂口建材(株)		鹿	児	島
(株) 丸		佐	賀	県
(株) タケモク		長	野	県
(株) ウエストハウザー		大	分	県
(株) 松井		広		島
太陽産業(株)		札		幌
西日本フレーミング(株)		仙		台
ヨドブレ(株)		福	岡	県
(株) 西日本プレカットセンター		飯	塚	市
愛媛プレカット(株)		兵	庫	県
D S T O K A I (株)		加	西	市
太平商工(株)		愛	媛	県
		岐	阜	県
		東	京	都
				港
				区

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員

従業員数	前期末比増減
1,260 名	増 2 名

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者（2名）を除く就業人員であります。

### ② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16 名	増 3 名	54.3 歳	10.6 年

(注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員は含めておりません。

2. 平均勤続年数の算定にあたっては、越智産業(株)における勤続年数を通算しております。

## (10) 主要な借入先および借入額

### ① 企業集団の主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
(株) 福岡銀行	685
(株) みずほ銀行	685
(株) 肥後銀行	540
(株) 伊予銀行	540
(株) 西日本シティ銀行	438

### ② 当社の主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
(株) 松井	832
越智産業(株)	500
(株) トーソー	500
(株) 肥後銀行	380
(株) 福岡銀行	325
(株) みずほ銀行	325

(注) (株)松井、越智産業(株)および(株)トーソーは、連結子会社であります。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 13,137,072株  
(自己株式473,898株を除く)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 5,728名
- (5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
越智八千代	2,667	20.3
越智通広	1,371	10.4
オチワークサービス(株)	1,105	8.4
SMB建材(株)	491	3.7
伊藤忠建材(株)	423	3.2
住友林業(株)	414	3.2
吉野石膏(株)	300	2.3
OCHIホールディングス社員持株会	256	1.9
(株)福岡銀行	248	1.9
永大産業(株)	211	1.6

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託(BBT)の信託財産として信託が所有する当社株式116,100株は含まれておりません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	越 智 通 広	社長 執行役員	越智産業(株) 代表取締役社長
取 締 役	越 智 通 信	執行役員木材・建材部長	
取 締 役	萩 尾 一 寿	執行役員リスクマネジメント部長	
取 締 役	酒 匂 利 夫	執行役員人事部長	
取 締 役	土 生 清 文	執行役員経営企画部長	
取 締 役	渡 部 日 出 雄	執行役員産業資材部長	太平商工(株) 代表取締役社長
取 締 役	奥 野 正 寛		
取 締 役	江 藤 洋		江藤中小企業診断士事務所 所長
取 締 役	山 本 智 子		山本&パートナーズ法律事務所 共同代表
取締役常勤監査等委員	松 本 英 治		
取締役常勤監査等委員	藤 田 信 一 郎		
取締役監査等委員	久 留 和 夫		久留公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 当社は、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 古川和広および種子田俊郎の両氏は、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 松本英治、藤田信一郎および久留和夫の各氏は、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任いたしました。
4. 松本英治、藤田信一郎および久留和夫の各氏は、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会において新たに監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。
5. 取締役奥野正寛、江藤洋、山本智子、松本英治および久留和夫の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門との緊密な意思疎通や情報交換により、監査の実効性を確保するため、監査等委員である取締役松本英治および藤田信一郎の両氏を、常勤の監査等委員に選定しております。
7. 監査等委員である取締役久留和夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役奥野正寛、江藤洋、山本智子、松本英治および久留和夫の各氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
9. 取締役山本智子氏は、山本&パートナーズ法律事務所の共同代表を務めておりましたが、2020年4月1日付でTMI総合法律事務所福岡オフィスにカウンセラーとして参画しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である奥野正寛、江藤洋、山本智子、松本英治、藤田信一郎および久留和夫の各氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	11名 (3名)	63百万円 (6百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	16百万円 (9百万円)
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	5百万円 (3百万円)
計	17名	85百万円

(注) 上記の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額8百万円を含めております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係（2020年3月31日現在）

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況	関 係
社 外 取 締 役	江 藤 洋	江藤中小企業診断士事務所 所長	—
社 外 取 締 役	山 本 智 子	山本&パートナーズ法律事務所 共同代表	—
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	久 留 和 夫	久留公認会計士事務所 所長	—

(注) 取締役山本智子氏は、山本&パートナーズ法律事務所の共同代表を務めておりましたが、2020年4月1日付でTM I 総合法律事務所福岡オフィスにカウンセラーとして参画しております。

### ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係 該当事項はありません。

## ③ 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	奥 野 正 寛	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、住宅関連業界で培った高い専門知識と豊富な経験を有しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。
取 締 役	江 藤 洋	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、中小企業診断士として、経営戦略の立案等のコンサルティング業務に長年、従事してきた経験から、企業経営に関する豊富な知識と幅広い見識を有しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。
取 締 役	山 本 智 子	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、弁護士として、企業法務、M&Aに精通しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。
取 締 役 員 監 査 等 委 員	松 本 英 治	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、金融および会社経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。また当事業年度開催の監査役会4回全て、監査等委員会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を適宜行なっております。
取 締 役 員 監 査 等 委 員	久 留 和 夫	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、公認会計士として、財務および会計における高い専門性を有しており、必要に応じ、当社の経営について有用な助言・指導を行なっております。また当事業年度開催の監査役会4回全て、監査等委員会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を適宜行なっております。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、「監査等委員会の職務の執行のため必要な事項」および「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（以下、内部統制システムと総称する。）を整備することを目的として、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議しております。

内部統制システム構築の基本方針の概要、および、内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム構築の基本方針の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 取締役総数の3分の1以上を独立社外取締役とし、取締役会による業務執行の監督機能を高めます。
  - ・ 経営理念、企業理念、行動理念、および、倫理基準を制定し、企業倫理の確立を図ります。
  - ・ コンプライアンス規則を制定し、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンスの徹底に努めます。
  - ・ 内部通報制度を導入するとともに、法令・定款等の違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、適切に対応します。
  - ・ 内部監査室を設置し、内部管理体制の適切性、有効性を検証します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・ 取締役の職務の執行に係る文書および電磁的記録その他の重要な情報については、法令および文書管理規則その他の社内規程に基づき、適切に作成、保存または廃棄します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ リスク管理の統括およびコンプライアンスの推進のため、リスクマネジメント部を設置します。
  - ・ リスクマネジメント基本規則を制定し、潜在的なリスクを未然に防止するとともに、緊急事態が発生した場合には、当該規則に従い迅速かつ適切に対応します。
  - ・ 組織横断的なリスクマネジメント委員会を設置し、リスクに対する管理状況の把握や未然防止に関する指導・監督を行ないます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - ・ 取締役会は、法令および取締役会規則等に従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の決定を社長、その他の業務執行取締役および執行役員に委任します。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ・グループ会社管理規則を制定し、当該規則に基づき、重要な承認事項については子会社から当社へ所定の承認を求めることとし、また、重要な報告事項については子会社を所管する各事業部から当社の取締役会等に報告することとします。
  - ・リスクマネジメント基本規則に基づき、リスクマネジメント部およびリスクマネジメント委員会が、当社グループにおけるリスクを総括的に管理します。
  - ・子会社を所管する各事業部が経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行いません。
  - ・当社の倫理基準および内部通報制度を子会社に共通して適用します。
  
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
  - ・監査等委員会による監査の実効性を高めるために、補助使用人に対する監査等委員会の指示権を明確にするとともに、当社グループ内からの監査等委員会への報告体制を整備し、さらに必要な監査費用の請求・支払に応じます。
  - ・監査等委員会に報告を行なった者に対して不利な取扱いを行なわないものとします。
  - ・内部監査室は、監査等委員会の直属とし、その監査結果を監査等委員会および社長に報告します。
  
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行いません。
  
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
  - ・反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、毅然とした態度で組織的に対応します。
  - ・反社会的勢力に対応する際には、必要に応じて、警察等の外部専門機関と緊密に連携します。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・リスクマネジメント部を中心として、法令違反行為の有無の調査、防止策の提案、法令遵守に係る必要な指導や啓蒙活動を実施しております。
  - ・当社グループの全ての役員および使用人に「OCHIグループ倫理基準」の携帯カードを配付し、倫理基準の内容に加えて、内部通報窓口として「越智ホットライン」および顧問弁護士の窓口を明記し、周知徹底を図っております。
  - ・人事部主管の教育体系にコンプライアンス研修を組込み、実施しております。また、重要な子会社の所長会議などで、担当取締役からコンプライアンスに関する注意喚起を行っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・取締役会等の重要な会議の議事録、職務権限規則に基づき決裁された稟議書等、各種契約書、その他職務の執行に係る重要文書を、法令および文書管理規則に従い、適切に保管および管理を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・月1回、リスクマネジメント委員会を開催し、当社グループのリスク管理を徹底し、併せて、コンプライアンスに関する事案の報告と対策を協議しております。なお、議事要旨については、取締役会および経営会議で担当取締役から報告されております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - ・業務執行の機動性を高めるために、執行役員制度を導入しております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ・当社の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役を兼務することにより、監査・監督機能を強化しております。
  - ・内部監査室が年間計画に従って、当社および重要な子会社に対し内部監査を実施しております。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
  - ・監査等委員である取締役および社外取締役は、会計監査人から監査計画の説明、四半期レビュー報告および監査報告を受け、その際に、必要に応じて、会計監査人と課題・問題点等について情報交換を行っております。
  - ・内部監査室は、監査等委員会の直属とし、その監査結果を監査等委員会および社長に報告しております。
  - ・監査等委員会は、内部通報の内容および対応状況等について必要な報告を受けております。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、当社および子会社に関連の諸規定を整備させ、また、当社および重要な子会社に対し、金融商品取引法に基づき財務報告に係る内部統制（全社統制、業務処理統制、IT全般統制）の整備、運用および評価を継続的に実施しております。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
  - ・当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携により反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおります。
  - ・総務部長を責任者として、反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を実施しております。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な株主価値の向上を図る観点から、M&A等の成長戦略および財務の健全性強化のための内部留保の積上げと、株主の皆様への利益還元への拡充とのバランスを考慮した資本政策を行ないます。

なお、当社は、安定的な配当の維持に努めることに加えて、連結業績を加味した配当を行なうことを基本方針とし、連結配当性向については、20%程度を下限とし、30%以上を目指すものとします。

この基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

決 議	配当金の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効力発生日	配当性向
2019年11月5日 取 締 役 会	170百万円	13円00銭	2019年9月30日	2019年12月6日	23.7%
2020年5月26日 取 締 役 会	170百万円	13円00銭	2020年3月31日	2020年6月8日	

- (注) 1. 2019年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。  
2. 2020年5月26日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
<b>流 動 資 産</b>		<b>33,851</b>	<b>流 動 負 債</b>		<b>32,690</b>
現金及び預金		8,184	支払手形及び買掛金		13,636
受取手形及び売掛金		18,908	電子記録債務		13,596
電子記録債権		1,886	短期借入金		3,018
商 品		3,288	リ ー ス 債 務		187
未成工事支出金		594	未払法人税等		405
そ の 他		1,025	未払消費税等		360
貸倒引当金		△36	賞与引当金		493
<b>固 定 資 産</b>		<b>18,815</b>	そ の 他		991
有形固定資産		11,994	<b>固 定 負 債</b>		<b>4,590</b>
建物及び構築物		3,589	社 債		100
機械装置及び運搬具		817	長期借入金		2,253
土地		7,301	リ ー ス 債 務		596
リ ー ス 資 産		214	繰延税金負債		558
そ の 他		71	役員退職慰労引当金		188
無形固定資産		1,422	役員株式給付引当金		46
の れ ん		538	退職給付に係る負債		433
リ ー ス 資 産		540	そ の 他		414
そ の 他		343	<b>負 債 合 計</b>		<b>37,280</b>
投資その他の資産		5,398	<b>純 資 産 の 部</b>		
投資有価証券		1,331	<b>株 主 資 本</b>		<b>15,127</b>
繰延税金資産		116	資 本 金		400
退職給付に係る資産		170	資 本 剰 余 金		997
差入保証金		839	利 益 剰 余 金		14,309
投資不動産		2,855	自 己 株 式		△579
そ の 他		107	<b>その他の包括利益累計額</b>		<b>223</b>
貸倒引当金		△22	その他有価証券評価差額金		270
			退職給付に係る調整累計額		△47
			<b>非支配株主持分</b>		<b>35</b>
<b>資 産 合 計</b>		<b>52,666</b>	<b>純 資 産 合 計</b>		<b>15,385</b>
			<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>		<b>52,666</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	高価		104,219
売上	利益		91,116
販売費	一般管理費		13,102
営業外	利益		11,065
営業外	利益		2,036
受取	利息	10	
受取	配当	41	
受仕	割入	149	
不陽	貸電	186	
受雑	協賛	77	
営業外	費用	4	
営業外	費用	125	594
支不	利息	28	
雑経	割入	241	
常	貸損	49	
常	利益	46	
特別	利益		366
特別	利益		2,264
固定	売却	7	
投資	有価証券	1	
投資	有価証券	6	
特別	損失		15
固定	除却	3	
投資	有価証券	44	
減損	損失	12	
税金	調整		61
税金	調整		2,218
法人	税、住民税	854	
法人	税等調整	△65	
当期	純利益		789
当期	純利益		1,429
非支配株主に	帰属する当期純利益		2
親会社株主に	帰属する当期純利益		1,426

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本	
2019年4月1日残高	400	997	13,210	△579		14,028
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	△328	—		△328
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,426	—		1,426
自己株式の取得	—	—	—	△0		△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—		—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,098	△0		1,098
2020年3月31日残高	400	997	14,309	△579		15,127

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日残高	379	△31	348		32	14,409
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—		—	△328
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—		—	1,426
自己株式の取得	—	—	—		—	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△109	△16	△125		2	△122
連結会計年度中の変動額合計	△109	△16	△125		2	975
2020年3月31日残高	270	△47	223		35	15,385

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## ■ 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項  
全ての子会社を連結しております。  
連結子会社の数 17社  
連結子会社の名称  
越智産業(株) 坂口建材(株) 太陽産業(株) DS TOKAI(株)  
(株)ホームコア(株)丸滝 西日本フレーミング(株) 太平商工(株)  
(株)トソー(株)タケモク ヨドプレ(株)  
丸共建材(株)ウエストハウザー (株)西日本プレカットセンター  
(株)ソーケン(株)松井 愛媛プレカット(株)  
当連結会計年度において、西日本クラフト(株)は西日本フレーミング(株)を存続会社とする合併により消滅したことに伴い、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項  
関連会社がないため、該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社のうち、(株)タケモクの決算日は12月31日であります。また、(株)丸滝およびDS TOKAI(株)の決算日は2月29日であります。  
連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項  
(1) 重要な資産の評価基準および評価方法  
① 有価証券  
その他有価証券  
時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの……………移動平均法による原価法  
② たな卸資産  
通常の販売目的で保有するたな卸資産  
貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。  
a 商品……………主として移動平均法による原価法  
b 未成工事支出金……………個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………主として定率法  
 (リース資産を除く) 主な耐用年数  
     建物及び構築物 3～50年  
     機械装置及び運搬具 2～20年
- ② 無形固定資産……………定額法  
 (リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
 a 所有権移転ファイナ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法  
     ンスリース取引に  
     係るリース資産  
 b 所有権移転外ファイ……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法  
     ンスリース取引  
     に係るリース資産
- ④ 投資不動産……………主として定率法  
     主な耐用年数 4～50年

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
 a 一般債権……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。  
 b 貸倒懸念債権および……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
     破産更生債権等
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金……………役員株式給付規則に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理方法

a 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

b 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

c 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理することとしております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、その効果のおよぶ期間（5～10年）にわたり均等償却しております。

**(表示方法の変更)**

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「特別損失」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」（前連結会計年度0百万円）については、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より、独立掲記しております。

**(追加情報)**

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2016年6月28日開催の第6期定時株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(B B T)」（以下、「本制度」という。）を導入しております。また、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会決議に基づき、本制度の対象を取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員（以下、「取締役等」という。）としております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規則に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

取締役等に対し給付する当社株式等については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）」に準じて会計処理を行っております。

(2) 信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は119百万円、株式数は116,100株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,405百万円
投資不動産の減価償却累計額	834百万円
2. 受取手形割引高	1百万円
受取手形裏書譲渡高	63百万円
電子記録債権割引高	28百万円
3. 連結会計年度末日満期手形	
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日においては、連結子会社の決算日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。	
受取手形	5百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類および総数	
普通株式	13,610,970株
2. 配当に関する事項	
(1) 配当金支払額	

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2019年5月28日 取締役会	普通株式	157百万円	12円00銭	2019年3月31日	2019年6月10日
2019年11月5日 取締役会	普通株式	170百万円	13円00銭	2019年9月30日	2019年12月6日

- (注) 1. 2019年5月28日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。
2. 2019年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額	配当金 の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2020年5月26日 取締役会	普通株式	170百万円	利益剰余金	13円00銭	2020年 3月31日	2020年 6月8日

- (注) 2020年5月26日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）、設備投資資金およびM&A資金（長期）であり、長期借入金の金利変動リスクに対しては金利の固定（主として5年）を実施しております。なお、為替変動リスク等に伴うデリバティブは行なわない方針であります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	8,184百万円	8,184百万円	—
(2) 受取手形及び売掛金	18,908百万円	18,908百万円	—
(3) 電子記録債権	1,886百万円	1,886百万円	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,232百万円	1,232百万円	—
資 産 計	30,211百万円	30,211百万円	—
(1) 支払手形及び買掛金	13,636百万円	13,636百万円	—
(2) 電子記録債務	13,596百万円	13,596百万円	—
(3) 短期借入金	3,018百万円	3,018百万円	0百万円
(4) 長期借入金	2,253百万円	2,255百万円	2百万円
負 債 計	32,504百万円	32,506百万円	2百万円

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

#### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (3) 短期借入金  
短期借入金のうち一年以内に返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外の短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (4) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額99百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

## (賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社および一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸住宅等（土地を含む。）を所有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額

当連結会計年度末の時価

3,478百万円

4,368百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行なったものを含む。）であります。

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,178円89銭
  2. 1株当たり当期純利益金額 109円59銭
- (注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（ＢＢＴ）の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。  
当連結会計年度において1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、116,100株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、116,100株であります。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,018</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,301</b>
現金及び預金	183	関係会社短期借入金	2,352
前払費用	1	短期借入金	100
関係会社短期貸付金	130	一年内返済予定長期借入金	660
未収還付法人税等	198	未払金	104
その他	505	未払費用	2
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,364</b>	未払法人税等	9
有形固定資産	5	未払消費税等	51
器具及び備品	5	預り金	3
無形固定資産	50	賞与引当金	16
ソフトウェア	50	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,564</b>
投資その他の資産	11,307	長期借入金	1,475
投資有価証券	92	役員株式給付引当金	46
関係会社株式	11,120	退職給付引当金	0
長期前払費用	0	その他	42
繰延税金資産	29	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,866</b>
投資不動産	60		
その他	4	<b>純 資 産 の 部</b>	
		<b>株 主 資 本</b>	<b>7,518</b>
		資本金	400
		資本剰余金	4,311
		その他資本剰余金	4,311
		利益剰余金	3,393
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	3,293
		繰越利益剰余金	3,293
		自己株式	△586
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>△2</b>
		その他有価証券評価差額金	△2
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,382</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,516</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>12,382</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
営	業	収	益
経	営	指	導
受	取	配	当
			料
			金
		606	
		1,067	1,674
営	業	費	用
			522
営	業	利	益
			1,151
営	業	外	収
受	取	利	息
受	取	配	当
不	動	産	賃
雑		賃	貸
		収	入
			入
		1	
		0	
		4	
		0	7
営	業	外	費
支	払	利	息
不	動	産	賃
雑		損	失
			費
			用
		22	
		2	
		1	26
経	常	利	益
			1,132
税	引	前	当
法	人	税	及
法	人	税	等
			調
			整
			額
		26	
		2	28
当	期	純	利
			益
			1,103

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
	資 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
2019年4月1日残高	400	4,311	4,311	100	2,518	2,618
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△328	△328
当期純利益	—	—	—	—	1,103	1,103
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	775	775
2020年3月31日残高	400	4,311	4,311	100	3,293	3,393

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合 計	
2019年4月1日残高	△585	6,743	△1	△1	6,742
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	△328	—	—	△328
当期純利益	—	1,103	—	—	1,103
自己株式の取得	△0	△0	—	—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△1	△1	△1
事業年度中の変動額合計	△0	775	△1	△1	774
2020年3月31日残高	△586	7,518	△2	△2	7,516

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
  - (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産……………定率法  
(リース資産を除く) 主な耐用年数 器具及び備品 2～10年
  - (2) 無形固定資産……………定額法  
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
  - (3) 投資不動産……………定率法  
主な耐用年数 30年
3. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (2) 役員株式給付引当金……………役員株式給付規則に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

### (追加情報)

- (取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)  
詳細は「連結計算書類 連結注記表 (追加情報)」に記載のとおりであります。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6百万円
投資不動産の減価償却累計額	18百万円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	133百万円
短期金銭債務	2,355百万円

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引	
営業取引による取引高	
営業収益	1,674百万円
営業費用	2百万円
営業取引以外の取引高	12百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	589,998株

(注) 当事業年度末の自己株式は、株式給付信託（ＢＢＴ）の信託財産として信託が所有する当社株式116,100株が含まれておりません。

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
賞与引当金	4百万円
減価償却超過額	15百万円
役員株式給付引当金	14百万円
その他	16百万円
繰延税金資産小計	50百万円
評価性引当額	△20百万円
繰延税金資産合計	30百万円
繰延税金負債	
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産純額	29百万円

(関連当事者との取引に関する注記)  
子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	越智産業(株)	所有直接 100%	経営指導業務の受託 資金の借入 役員兼任	経営指導業務の受託 (注) 1	429	—	—
				利息の支払 (注) 2	2	関係会社 短期借入金	500
子会社	(株) トーソー	所有間接 100%	資金の借入 役員兼任	資金の借入	100	関係会社 短期借入金	500
				利息の支払 (注) 2	2		
子会社	丸共建材(株)	所有間接 100%	資金の貸付 役員兼任	資金の回収	30	関係会社 短期貸付金	130
				利息の受取 (注) 2	0		
子会社	(株) 松井	所有直接 100%	資金の借入 役員兼任	資金の返済	319	関係会社 短期借入金	832
				利息の支払 (注) 2	4		
子会社	ヨドブレ(株)	所有直接 100%	資金の貸付 役員兼任	資金の回収	350	関係会社 短期貸付金	—
				利息の受取 (注) 2	0		
子会社	愛媛プレカット(株)	所有直接 100%	資金の借入 役員兼任	資金の借入	150	関係会社 短期借入金	200
				資金の返済	50		
				利息の支払 (注) 2	0		

- (注) 1. 経営指導業務の受託の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。  
2. 市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。  
3. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 577円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 84円76銭  |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託（ＢＢＴ）の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、116,100株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、116,100株であります。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

○ＣＨＩホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芳野博之<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛田貴史<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、○ＣＨＩホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○ＣＨＩホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

○ＣＨＩホールディングス株式会社  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 芳 野 博 之<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飛 田 貴 史<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、○ＣＨＩホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

**監 査 報 告 書**

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、上記に加え、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

〇CHIホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松本英治 ㊟

常勤監査等委員 藤田信一郎 ㊟

監査等委員 久留和夫 ㊟

(注) 監査等委員松本英治及び久留和夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	候補者属性
1	越智 通広 <small>おち 越智 通広</small>	代表取締役社長社長執行役員	再任
2	越智 通信 <small>おち 越智 通信</small>	取締役執行役員木材・建材部長	再任
3	萩尾 一寿 <small>はぎ お 萩尾 一寿</small>	取締役執行役員リスクマネジメント部長	再任
4	酒匂 利夫 <small>さこう 酒匂 利夫</small>	取締役執行役員人事部長	再任
5	土生 清文 <small>はぶ 土生 清文</small>	取締役執行役員経営企画部長	再任
6	奥野 正寛 <small>おくの 奥野 正寛</small>	取締役	再任 社外 独立
7	江藤 洋 <small>えとう 江藤 洋</small>	取締役	再任 社外 独立
8	山本 智子 <small>やまもと 山本 智子</small>	取締役	再任 社外 独立

- (注) 1. 取締役候補者越智通広氏は、越智産業㈱の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社より経営指導業務を受託しております。
2. 上記以外の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 奥野正寛、江藤洋および山本智子の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 奥野正寛氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年、江藤洋氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年、山本智子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は奥野正寛、江藤洋および山本智子の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合は、契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は奥野正寛、江藤洋および山本智子の各氏を㈱東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

候補者  
番 号 1 お ち みちひろ  
越智 通広 (1957年3月8日生)

所有する当社株式の数：1,371,303 株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 (株)福岡銀行入行  
1987年6月 越智産業(株)入社  
1989年7月 同社取締役経理部長  
1991年6月 同社代表取締役社長(現任)  
2010年10月 当社代表取締役社長  
2015年12月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任)

重要な兼職の状況

越智産業(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

1991年から越智産業(株)の代表取締役、2010年からOCHIHホールディングス(株)の代表取締役として当社グループの経営をリードし、経営者としての豊富な経験と実績、見識を有しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者  
番 号 2 お ち みちのぶ  
越智 通信 (1962年8月12日生)

所有する当社株式の数：81,392 株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 エッソ石油(株)(現JXTGエネルギー(株))入社  
1990年4月 越智産業(株)入社  
2006年6月 同社取締役営業統括グループ副グループ長  
2007年4月 同社取締役営業統括グループ長  
2009年4月 同社取締役経営企画室、内部監査室担当  
2009年9月 同社取締役関係会社統括グループ、経営企画室、内部監査室担当  
2010年10月 同社取締役総務グループ担当  
2010年10月 当社取締役経営企画部長  
2013年6月 越智産業(株)取締役業務グループ担当  
2014年3月 同社取締役経営企画グループ長  
2014年4月 同社取締役常務執行役員グループ会社統括(現任)当社取締役建材事業部長  
2015年12月 当社取締役執行役員建材事業部長  
2018年4月 当社取締役執行役員木材・建材部長(現任)

取締役候補者とした理由

営業部門、管理部門双方において豊富な業務経験を有しており、2014年から当社グループの中核事業である建材事業を担当しております。成長分野、成長地域における営業基盤の強化をはじめとする経営改革を着実に推し進めており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者  
番号

3

はぎ お  
萩尾

かず ひさ  
一寿

(1950年3月10日生)

所有する当社株式の数：21,870 株

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年1月 越智産業(株)入社  
2009年6月 同社取締役営業管理グループ長兼営業開発グループ長  
2010年10月 同社取締役営業推進グループ長兼営業開発グループ長  
2010年10月 当社取締役建材・住設事業統括部長兼木材加工事業統括部長  
2011年7月 越智産業(株)取締役営業推進グループ長  
2011年12月 当社取締役建材・住設事業統括部長  
2013年4月 越智産業(株)取締役営業管理グループ長  
2013年5月 当社取締役建材事業部長  
2014年4月 当社取締役リスクマネジメント部長  
2015年12月 当社取締役執行役員リスクマネジメント部長(現任)  
2016年4月 越智産業(株)取締役リスク管理グループ長(現任)

取締役候補者とした理由

営業部門、管理部門双方において豊富な業務経験を有しており、2014年からリスクマネジメント、コンプライアンスを担当しております。その経験と見識に基づきグループ全体のリスク管理を統括しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者  
番号

4

さ こう  
酒匂

とし お  
利夫

(1957年9月25日生)

所有する当社株式の数：4,890 株

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行  
2007年7月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行) 業務監査部参事役  
2009年2月 越智産業(株)入社  
2009年7月 同社執行役員人事・総務グループ長  
2010年10月 同社執行役員人事グループ長  
2010年10月 当社取締役人事部長  
2013年6月 越智産業(株)取締役人事グループ長(現任)  
2014年4月 当社取締役人事・総務部長  
2015年6月 当社取締役人事部長  
2015年12月 当社取締役執行役員人事・総務部長  
2018年8月 当社取締役執行役員人事部長(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来、人事・総務部門を担当し、人事諸制度の設計と労務管理の充実、人材開発を推進しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。なお、金融機関における海外勤務経験を有しております。

候補者  
番号 5 <sup>はぶ</sup>土生 <sup>きよふみ</sup>清文 (1958年2月16日生)

所有する当社株式の数：800 株

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 (株)福岡銀行入行  
2008年6月 同行監査部長  
2010年4月 同行リスク管理部長  
2011年4月 同行常勤監査役  
2015年6月 当社取締役経営企画部長  
2015年12月 当社取締役執行役員経営企画部長（現任）  
2016年6月 越智産業(株)監査役  
2019年6月 越智産業(株)取締役（現任）

取締役候補者とした理由

金融機関において国内営業、海外勤務を含む市場・国際業務、および監査・リスク管理業務を経験しております。当社入社後は経営企画部長としてグループのガバナンス強化、中期経営計画の策定と推進、IR活動の統括などに携わっており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候補者  
番号 6 <sup>おくの</sup>奥野 <sup>まさひろ</sup>正寛 (1948年4月23日生)

所有する当社株式の数：0 株

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年4月 大建工業(株)入社  
2008年4月 同社取締役兼常務執行役員海外営業統括部長  
2008年10月 同社常務執行役員中国総代表兼海外営業統括部長  
2009年4月 同社顧問中国総代表  
2012年6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

建材メーカーの取締役を務めるなど、住宅関連業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、各取締役の業務の執行に対し、貴重なご意見をいただけるものと判断いたします。

候補者  
番号

7

えとう ひろし  
江藤 洋

(1949年10月5日生)

所有する当社株式の数：0 株

再任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1974年4月 南九州コカ・コーラボトリング(株) (現コカ・コーラボトラーズジャパン(株)) 入社
- 1991年8月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所
- 2007年6月 トーマツコンサルティング (福岡) (株)代表取締役社長
- 2009年10月 トーマツコンサルティング(株)西日本代表取締役社長
- 2010年10月 デロイトトーマツコンサルティング(株)専務執行役員西日本オフィス統括パートナー
- 2012年2月 江藤中小企業診断士事務所開設 (現任)
- 2014年6月 当社社外監査役
- 2016年6月 当社社外取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

江藤中小企業診断士事務所所長

#### 社外取締役候補者とした理由

監査、企業コンサルティングの分野において豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営全般にわたり、貴重なご意見をいただけるものと判断いたします。

候補者  
番号

8

やまもと ともこ  
山本 智子

(1954年1月1日生)

所有する当社株式の数：0 株

再任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年4月 弁護士登録 坂口法律事務所入所
- 1984年1月 坂口・山本法律事務所開設
- 1995年4月 山本法律事務所開設 (2016年9月 山本&パートナーズ法律事務所に名称変更)
- 2016年6月 (株)九州リースサービス社外監査役 (現任)
- 2018年6月 当社社外取締役 (現任)
- 2020年4月 TMI総合法律事務所福岡オフィス カウンセル (現任)

#### 社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務、M&Aに精通しており、各取締役の業務の執行に対し、貴重なご意見をいただけるものと判断いたします。  
なお、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場 グランド ハイアット 福岡  
 3階 ザ・グランド・ボールルーム  
 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
 電話番号 092-282-1234



- 福岡空港.....車で約15分
- 西鉄福岡(天神)駅...徒歩約15分
- 地下鉄中洲川端駅.....徒歩約10分
- JR博多駅.....徒歩約10分

